

大高緑地プール跡地における
民間活力導入公園施設の
Park-PFI 事業者募集に係る公募設置等指針

2023年2月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課

目次

1. 大高緑地プール跡地における公募の概要	1
(1) 公募の目的	1
(2) 大高緑地の概要	2
(3) 利用者ニーズ	6
(4) 大高緑地プール跡地の概要	7
(5) 公募する事業の範囲及び役割分担	9
(6) 公募及び事業のスケジュール	9
2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項	11
(1) 公募対象区域	11
(2) 公募対象公園施設の種類	12
(3) 公募対象公園施設の条件	12
(4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	16
(5) 公募対象公園施設の使用料の最低額	16
(6) 特定公園施設の設置に関する事項	17
(7) 利便増進施設の設置に関する事項	18
(8) 来園者サービス向上の取り組み等	20
(9) 都市公園の環境の維持及び向上措置	20
(10) 認定の有効期間	20
3. 公募対象公園施設等の提案に当たっての条件等	21
(1) 設計・工事の実施等	21
(2) リスク分担	22
(3) 委託の禁止	22
(4) 事業内容等の変更	23
(5) 事業の中止	23
(6) 原状回復の義務	23
(7) その他	23
4. 公募の実施に係る事項	25
(1) 公募への参加資格等	25
(2) 応募に関する事項	26
(3) 設置等予定者の選定に関する事項	32
(4) 設置等予定者の選定結果の通知	34
(5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明	34
(6) 公募設置等計画の認定	35
(7) 公募設置等計画の変更	35
(8) 契約の締結等	35

< 用語の定義 >

表 1 用語の定義

用語	説明									
Park-PFI	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により新たに創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。 <p>< Park-PFI のイメージ ></p>  <p style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #ADD8E6;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">従前</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #333; color: white;">新制度</td> <td style="background-color: #ADD8E6;">民間資金</td> <td style="background-color: #FFB6C1;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>									
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。 Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告等。 									
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI の公募にあたり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。 									
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 									
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 審査、評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 									
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 									

図 1 Park-PFI のイメージ

1. 大高緑地プール跡地における公募の概要

(1) 公募の目的

愛知県（以下「県」という。）では、県営都市公園の利活用の促進、賑わいの創出、財政負担の軽減などの様々な効果が図られるよう、民間活力を活用した公園の施設の整備及び管理運営を進めており、公園のさらなる魅力の向上に取り組んでいます。

県の県営都市公園において民間のノウハウを活用した大高緑地の「ディノアドベンチャー名古屋」、新城総合公園の「フォレストアドベンチャー・新城」、県の県営都市公園で初めて Park-PFI を活用し、2021 年 4 月にオープンした小幡緑地の「オバッタベッタ」の 3 施設は大変好評であるため、引き続き、官民連携による県営都市公園の整備や管理運営を積極的に進めているところです。

大高緑地は、市街化が進展した名古屋市緑区にある緑豊かな大規模公園です。当該公園は、若草山の芝生広場を中心に、ゴーカートの走る交通公園、テニスコート、野球場、サッカーなどができる多目的広場、バーベキューができるデイキャンプ場のほか、上述のとおり「ディノアドベンチャー名古屋」がオープンするなど、多種多様なスポーツ・レクリエーション空間や憩いの場となっており、県民の多様なレクリエーション等に広く利用されています。

大高緑地のプールは、1978 年の最盛期には年間 18 万人（夏季の営業のみ）もの利用者で大変賑わいのある施設でしたが、施設や設備の老朽化や利用者数の減少等により、2021 年 8 月 31 日をもって約 50 年間の営業を終了したことから、跡地の利活用が課題となっています。

そこで、この大高緑地プール跡地において、新たな魅力ある施設の設置により、再び賑わいを創出することを目的とし、民間事業者のアイデア、資金やノウハウを活かした公園施設を導入するため Park-PFI を活用し、事業者を公募します。

(2) 大高緑地の概要

- ・ 名古屋市内で人口が最も多い緑区に位置
- **交通アクセス良好**
 - ◇ 電 車【名鉄名古屋本線（左京山駅）、JR 東海道本線（大高駅、南大高駅）】
 - ◇ 自動車【名古屋第二環状自動車道（有松 IC）、名古屋高速道路（笠寺出口）
国道 1 号、国道 3 0 2 号等】
- 面積約 1 0 7 ha の広域公園
- 来園者は約 1 9 0 万人（2021 年度実績）
- 広いエリアに充実した公園施設を設置
 - ◇ テニスコート、野球場、多目的広場等のスポーツ施設
 - ◇ ゴーカーのある交通公園、デイキャンプ場等のレクリエーション施設
 - ◇ 大型イベントも開催される若草山芝生広場や様々な遊具が設置された児童園
 - ◇ さくらの園、竹林散策路、和風庭園等の自然に親しむ施設

大高緑地の概要の詳細は以下のとおりです。

1) 大高緑地の位置図



図 2 大高緑地の位置図

2) 所在地

名古屋市長区大高町、鳴海町



図 3 大高緑地の位置図

3) 大高緑地へのアクセス

表 2 大高緑地への交通手段

交通手段	アクセス
電 車	名鉄名古屋本線『左京山駅』から約 160m (徒歩約 2 分) JR 東海道本線『大高駅』から約 1.1 km (徒歩約 14 分) 『南大高駅』から約 850m (徒歩約 10 分)
バ ス	名古屋市営バス『大高緑地西』(緑巡回、金山 11 号、鳴子 13 号、高速 1 号) から約 100m (徒歩約 1 分) 名古屋市営バス『左京山』(緑巡回) から直接アクセス可
自動車	名古屋第二環状自動車道『有松 IC』から約 800m (車で約 2 分) 名古屋高速 3 号大高線『笠寺出口』から約 3.2 km (車で約 6 分)

※ 公園までの距離は最寄りの各公園入口までの距離



図 4 大高緑地へのアクセスマップ

4) 開園日、利用時間

- ・ 基本的に、常時開園しており、いつでも利用できます。
- ・ ただし、有料施設等は、次のとおり休業日、利用時間が定められています。

① 休業日

- ・ 年末年始（12月29日から1月3日）
- ・ 有料施設については毎週月曜（祝日及び祝日代休日と重なる場合は最初の平日）

② 利用時間

- ・ 有料施設を始め、個別に利用時間を設定している公園施設があり、特に、園路（車道）の一部及び駐車場については、原則として、夜間は閉鎖しています。
- ・ 詳細については、大高緑地のホームページで確認してください。
<https://www.aichi-koen.com/odaka/>
- ・ 暴風警報が発令された場合等は、閉園します。

5) 大高緑地の主な公園施設

表 3 開園面積と主な公園施設

2023年2月現在

区域	面積	料金区分	主な公園施設
大高緑地	106.6ha	有料施設	交通公園（ゴーカート、ミニカー）、 テニスコート、売店、野球場、デイキャンプ場、 ディノアドベンチャー名古屋、ベビーゴルフ場
		無料施設	さくらの園、恐竜広場、芝生広場、竹林散策路、 ドッグラン、児童園、グラウンドゴルフ場、 花木園、和風庭園、梅林、多目的広場

※【別図－1 大高緑地整備状況図】を参照

● 大高緑地既存有料施設一覧

※【別紙－1 大高緑地既存有料施設一覧】を参照

6) 年間利用者数（大高緑地全体）

- ・ 2019年度実績 約171万人
- ・ 2020年度実績 約154万人
- ・ 2021年度実績 約188万人

7) 公園の管理運営

- ・ 大高緑地の管理は、地方自治法に基づく指定管理者制度を導入しています。
- ・ 現在の指定管理者（2021年4月1日～2026年3月31日まで）は、『愛知県都市整備協会・岩間造園グループ』です。

8) 災害時の位置付け

- ・ 広域防災活動拠点 : 愛知県地域防災計画
- ・ 地域防災活動拠点 : 愛知県地域防災計画
- ・ 地区防災活動拠点 : 愛知県地域防災計画
- ・ 指定緊急避難場所（広域避難場所） : 名古屋市地域防災計画

(3) 利用者ニーズ

<ul style="list-style-type: none"> 大高緑地利用者の求める施設 <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 「コンビニ・売店」、「カフェ・レストラン」等の飲食の提供ができる施設 ☆ 「自然の中で遊ぶことができる施設」、「体験施設」、「ファミリーで遊ぶことができる施設」等の大高緑地の豊かな自然の中で、体を動かす遊びや運動などができる施設 <p>【プール廃止時の要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 子供たちが水と触れ合い、楽しむことのできる親水施設

1) 公園利用者ニーズ

利用者ニーズの詳細は以下のとおりです。

- 公園利用者アンケートによる『公園にあればよいと思う施設』（2017年1月実施）
- ※【別紙-2 大高緑地利用者調査結果】を参照

表4 「公園にあればよいと思う施設」回答数と割合

施設	割合 (全日) n=878	割合 (平日) n=309	割合 (休日) N=569
コンビニエンスストア・売店	15.5%	16.2%	15.1%
自然の中で遊ぶことができる施設	14.8%	13.3%	15.6%
カフェ・レストラン	13.8%	12.9%	14.2%
体験施設（クラフト体験、農体験等）	13.0%	14.9%	12.0%
ファミリーで遊ぶことができる施設	11.6%	10.7%	12.1%
ランニングコース、サイクリングコース	7.7%	7.8%	7.7%
自然の中でスポーツをすることができる施設	6.6%	6.1%	6.9%
遊園地のような施設（ゴーカート、メリーゴーランド等）	4.7%	4.5%	4.7%
キャンプ場・バーベキュー場	3.2%	2.6%	3.5%
その他のスポーツ施設	2.2%	1.9%	2.3%
その他	2.2%	3.6%	1.4%
企画展示施設	1.4%	1.0%	1.6%
特になし	3.4%	4.5%	2.8%

2) プール利用者ニーズ

プール利用者ニーズの詳細は以下のとおりです。

- 大高緑地のプール施設は、最盛期には18万人（夏季の営業のみ）もの利用者のあった人気施設でしたが、プール利用者数の減少等の課題があり、2021年度の営業をもって廃止となったものの、**子供たちが水と触れ合い、楽しむことのできる親水施設**を求める要望があります。

(4) 大高緑地プール跡地の概要

大高緑地プール跡地の概要は以下のとおりです。

1) 大高緑地プール跡地の位置図



図 3 大高緑地プール跡地の位置図

2) 大高緑地プール跡地の平面図

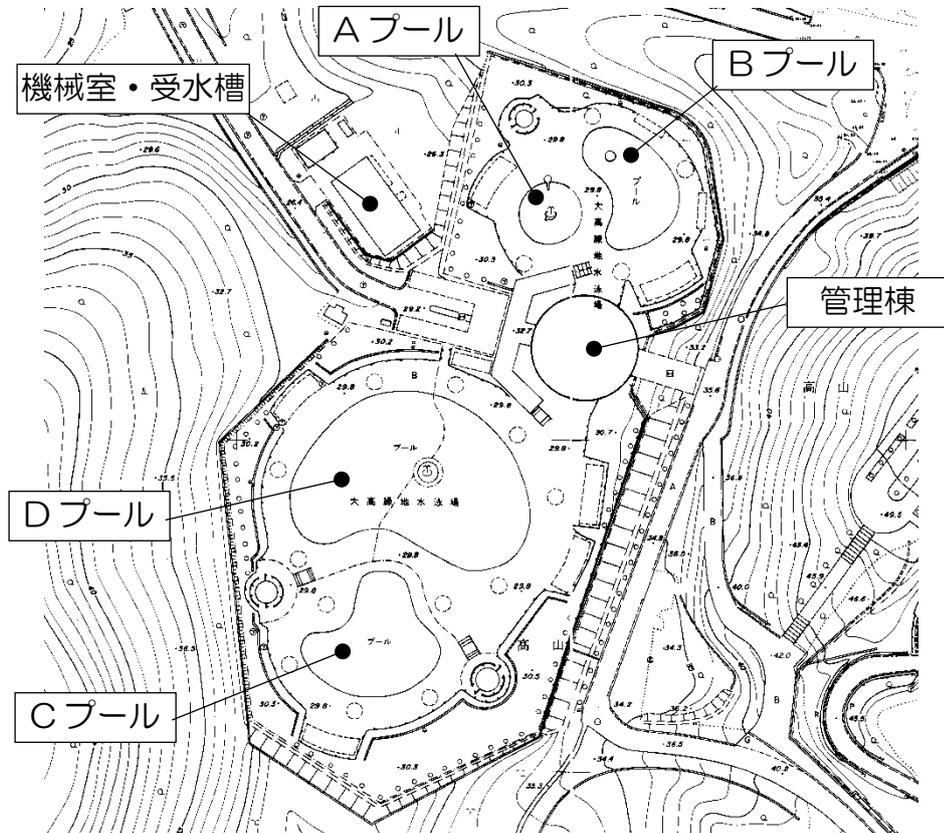


図 4 大高緑地プール跡地の平面図

3) 大高緑地プール跡地の施設概要

表 5 開園面積と主な公園施設

営業期間	1971年～2021年8月31日（営業終了）		
主な施設	Aプール（水面面積：373㎡ 水深：30～50cm） Bプール（水面面積：677㎡ 水深：70～90cm） Cプール（水面面積：1,033㎡ 水深：130～150cm） Dプール（水面面積：2,785㎡ 水深：70～130cm） 管理棟（敷地面積：853㎡ RC造3階建、延床面積2,296㎡）		
敷地面積	全体：約2.5ha（プール1.9ha、管理棟0.1ha、機械室・受水槽0.1ha、通路・法面等0.4ha）		
	項目	A・Bプールエリア	C・Dプールエリア
各種数量	平板ブロック舗装	約1,730㎡	約4,490㎡
	プール内コンクリート底板	約900㎡	約3,860㎡
	植栽帯	約1,680㎡	約2,640㎡
	ネットフェンス H=1.8m	約210m	約350m
	休憩所（鉄筋造、テント膜）	8箇所	17箇所
	トイレ（RC造）	1箇所	2箇所
	照明灯	3基	1基
	足洗場	2箇所	5箇所
	手洗場	1箇所	2箇所
	水飲場	3箇所	3箇所
	※解体時全体想定 コンクリート量	約800㎡	約2,500㎡
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・Dプールは漏水のため、水をためることはできません。 ・管理棟は1971年築、2014年度耐震改修済み。なお、各種数量は不明 ・機械室：ろ過機13基（100㎡/h・基）、受水槽：1基（約150㎡） 		

(5) 公募する事業の範囲及び役割分担

1) 認定計画提出者には、公募対象公園施設及び特定公園施設については公募対象区域において、利便増進施設を提案する場合については大高緑地の公園敷地内において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設置、県への無償譲渡及び管理運営業務
- ③ 利便増進施設の設置及び管理運営業務

2) 役割分担については、以下のとおりです。

表 6 事業範囲と役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設	既設公園施設※
解体工事	実施主体				愛知県
	費用負担				愛知県
設計・整備工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	
	財産管理	認定計画提出者	愛知県	認定計画提出者	

※既設公園施設：大高緑地プール跡地内におけるプール槽、付帯施設、管理棟、機械室・受水槽等を指す
 プール跡地以外の公園施設の解体工事の実施は認定計画提案者の役割とする

※公募対象公園施設において既存公園施設を利活用する場合は、特定公園施設と同様の役割分担とする

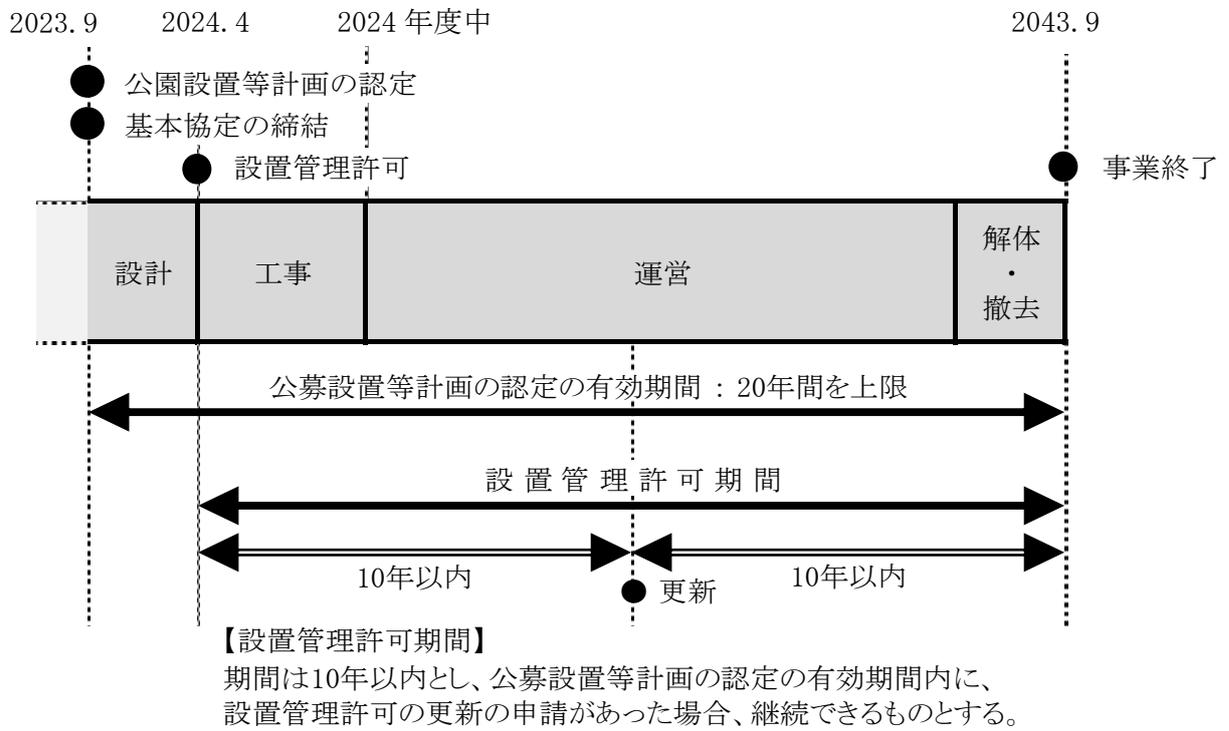
(6) 公募及び事業のスケジュール

公募及び事業スケジュールについては、以下のとおりです。

表 7 募集・選定・運営に係るスケジュール

内容	スケジュール
公募設置等指針の公示	2023年2月27日(月)
応募登録の受付	2023年2月27日(月) ~ 2023年4月21日(金)
説明会の開催	2023年3月10日(金)
質問の受付	2023年3月13日(月) ~ 2023年3月24日(金)
質問に対する回答	2023年4月7日(金)
公募設置等計画の受付	2023年6月5日(月) ~ 2023年6月16日(金)
委員会による評価	2023年7月中旬
設置等予定者の選定結果の通知	2023年7月下旬
公募設置等計画の認定	2023年9月頃 ※ 各種調整状況により前後します
設置管理許可申請	2024年4月頃 ※ 各種調整状況により前後します
公募対象公園施設等の運営開始	2024年度中目標 ※ 各種調整状況により前後します
事業終了	2043年9月頃 ※ 各種調整状況により前後します

事業スケジュール（予定）



2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(1) 公募対象区域

公募対象区域はプール跡地及びその周辺区域とし、その内、プール跡地を必須提案区域、その周辺区域を任意提案区域とします。

公募対象区域	約 3.3ha
（ 必須提案区域（プール跡地）	約 2.5ha
任意提案区域（プール跡地周辺区域）	約 0.8ha

※【別図－2 公募対象区域】を参照

1) 必須提案区域

- ・ 必須提案区域は、プール跡地の区域とします。

2) 任意提案区域

- ・ 任意提案区域は、ドッグランを含むプール跡地の周辺区域とします。
- ・ ドッグランのエリアにて提案する場合は、従前からの利用者に配慮し、現在の機能を確保の上、運営事業者として適切な管理運営を行ってください。ただし、公募対象区域内における位置や面積の変更、運営形態の変更及び有料化については可能とします。

3) 法的な土地利用規制（大高緑地プール跡地）

- ・ 第2種住居地域、準防火地域、高度地区（高さ31m以下）、第1種風致地区、都市計画緑地、名古屋市の子どもの健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（地下水採取規制）があります。
- ・ その他各種規制に関し、法令遵守及び適正な手続きを行ってください。

(2) 公募対象公園施設の種類

● プール跡地に**県が望む新たな公園施設**

- ◇ 年間を通じて広域から多くの来園者を呼び込む魅力的で賑わいを創出する施設
 - プールに代わる新たなライフスタイルに応じた施設
 - 利用者ニーズに応える施設
 - プールやドッグランなどの従前の施設利用者へ配慮した施設
- ◇ 公募対象区域であるプール跡地とその周辺の空間（約 3.3ha）を最大限に活用した施設
- ◇ 公園全体の活性化、地域の活性化に寄与する施設

1) 公募対象公園施設

公募対象公園施設の詳細は以下のとおりです。

- ・ 提案可能な公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項に規定の公園施設であれば可能とします。ただし、**遊戯施設***1、**運動施設***2、**教養施設***3、**便益施設***4の4施設のうち**1種類以上の整備を必須**とします。

※1：都市公園法第2条第2項第4号、都市公園法施行令第5条第3項に規定する施設

例) ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場 等

※2：都市公園法第2条第2項第5号、都市公園法施行令第5条第4項に規定する施設

例) 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、水泳プール 等

・ 3on3やスケートボード、ボルダリング、スラックライン、BMX等、運動要素のある施設については、運動施設として提案可能とします。

※3：都市公園法第2条第2項第6号、都市公園法施行令第5条第5項に規定する施設

・ 例) 植物園、動物園、水族館、野外音楽堂、図書館、陳列館、体験学習施設 等

※4：都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法施行令第5条第6項に規定する施設

例) 飲食店、売店、宿泊施設、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場 等

・ ピクニック場、キャンプ場、バーベキュー場等は休養施設と規定されていますが、食材を提供する場合は飲食店もしくは宿泊施設とみなすことができるため、便益施設として提案可能とします。

- ・ **公募対象公園施設は公募対象区域内に設置**してください。
- ・ 必須提案区域内には公募対象公園施設を必ず提案してください。**公募対象公園施設を必須提案区域に提案した上で、任意提案区域内にも提案することは可能**です。
- ・ **公募対象公園施設を必須提案区域内に提案せず、任意提案区域内にのみ提案することはできません。**

(3) 公募対象公園施設の条件

1) 設置に関する事項

- ① 提案いただく公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項に規定される公園施設（都市公園法施行規則第3条の3第1項第1号～第6号）となります。公園施設の整備であることを十分に理解した上で、広い空間を最大限に活用し、年間を通じて多くの来園者を呼び込む魅力的で賑わいを創出する施設を提案してください。

- ② 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- ③ 公園施設であるため、特定の会員のみしか利用できない施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。
- ④ 公募対象公園施設は、公募設置等計画の認定後、都市公園法第5条に規定される設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で設置していただきます。なお、設置に係る費用は認定計画提出者の負担になります。
- ⑤ 楽しさ、ユニークさ、利用対象者の多様さなどに配慮した新たなライフスタイルに応じた施設を提案してください。
- ⑥ 県内全域及び近隣県など広域から人を呼び込む魅力ある集客施設を提案してください。
- ⑦ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を遵守し、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ⑧ 公募対象公園施設については、授乳室やおむつ替えスペース等、子供連れの施設利用者にも配慮した施設の設置を検討してください。
- ⑨ 環境負荷低減、建設リサイクル等、SDGsの達成に配慮した計画としてください。公募対象公園施設や既存プール施設等のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努め、地球環境や都市環境の維持・保全に対応した施設としてください。
- ⑩ 大高緑地における自然環境及び景観に配慮した配置計画やデザインとしてください。
- ⑪ 土地の改変及び樹木の伐採等は、必要最小限としてください。
- ⑫ 公募対象区域周辺には、希少動植物が自生・生息するため、整備を行うに当たっては、希少動植物の保全に努めてください。
- ⑬ 公園利用者及び周辺生活環境へ配慮した施設としてください。
- ⑭ 遊戯施設を設置する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省)を踏まえた計画としてください。
- ⑮ 提案する公募対象公園施設の想定利用者数等を勘案し、公募対象区域周辺の既設駐車場のみでは公募対象公園施設の利用者(以下「施設利用者」という。)及び公園利用者の不便に繋がると考えられる場合は、公募対象区域内への駐車場の設置や公共交通への誘導等、来園者の利便性に配慮するよう計画してください。
 - ※ 大高緑地内駐車場 1,374 台
 - ※ 【別紙-3 大高緑地駐車場一覧】、【別図-3 駐車場箇所図(公園全体)】、【別図-4 駐車場箇所図(公募対象区域周辺)】を参照
- ⑯ 公募対象公園施設の想定利用者数等を勘案し、公募対象区域周辺の既設トイレのみでは施設利用者及び公園利用者の不便に繋がると考えられる場合は、公募対象区域内にトイレを設置してください。その際、飲食を提供する施設の場合は、施設利用者の利便性に配慮し、当該施設内へのトイレの設置を検討してください。
 - ※ 大高緑地内トイレ 20 箇所(うち車いす対応トイレ 12 箇所)
 - ※ 【別図-5 大高緑地トイレ箇所図】を参照
- ⑰ インフラ施設(給排水設備、電気設備、ガス、電話等)の設置について、公募対象公園施設の設置により必要となるインフラ施設については、公募対象区域の内外にかかわらず、認定計画提出者の負担により設置又は申請手続き等を行って下さい。ただし、既存の公園内インフラ施設の不備による機能不全が明らかな場合は、認定計画提出者との協議の上、県で対応することとします。

⑱ **必須公募対象区域内において、認定計画提出者より不要であると確認した既存公園施設の取壊しについては、県が工事を実施します。**

既存公園施設の取壊し工事等の完了後、2024年3月末を目標に認定計画提出者に敷地の引き渡しを行います。なお、認定計画提出者の提案計画の内容により、取壊し対象構造物の規模等が変わるため、取壊し工事後の敷地引き渡し時期が変動することが想定されます。このため、取壊し工事の完了した箇所から部分的な引き渡しについても調整可能とします。

⑲ **公募対象区域の周辺において、必要に応じ、第4・5駐車場から公募対象区域へのアクセスするための園路等について、県が工事を実施します。**

※【別図－6 県の整備する園路】を参照

2) 管理運営に関する事項

- ① 公募対象公園施設は、都市公園法第5条第1項に規定される設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で管理運営していただきます。なお、管理運営に係る費用は、認定計画提出者の負担となります。
- ② 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理計画を提案してください。
- ③ 公募対象公園施設の運営に当たり、実施する事業の内容に、以下に該当するものは認められません。
 - (i) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - (ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - (iii) 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - (iv) 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動等
 - (vi) 上記の他、公園利用と関連性が低く、県が必要とみなすことができないと判断する行為
- ④ 公募対象公園施設の営業日は、通年営業（年末年始を除く）としてください。ただし、県との協議により変更可能とします。
- ⑤ 公募対象公園施設の営業時間は、駐車場の開門時間内を基本としてください。

駐車場開門時間：7:00～19:00（第6駐車場は8:30開門）

ただし、門扉等の管理施設の設置や施錠方法等の運用について、県及び大高緑地の指定管理者との協議が整った場合は、駐車場開門時間を延長できるものとします。また、宿泊施設や24時間営業施設を運営する場合については、事故・防犯・防災面において実施可能な万全の安全対策を提案してください。
- ⑥ 公募対象公園施設の利用料金については、公園利用者が利用しやすい料金設定としてください。
- ⑦ 飲食物や商品等の販売品等の提供に当たっては、公園区域内であることを考慮して計画するものとし、アルコールの提供については県との協議が整った場合は認めます。
- ⑧ 施設利用者にとって常に快適な空間となるよう、きめ細やかな清掃等、公園環境の維持及び向上措置を提案してください。
- ⑨ 設置管理許可を受けた区域については、境界を杭・フェンス等により現地で明示してください。

- ⑩ 施設利用者の安全性確保のため、防犯措置や防災措置、火気を使用する提案内容の場合は防火措置等の安全措置を提案してください。
- ⑪ 騒音の発生を抑制する等、近隣住民の生活環境に配慮してください。
- ⑫ 公募対象公園施設に起因するゴミの回収及び廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）については、認定計画提出者の責任において適切に行ってください。
- ⑬ 設置管理許可を受けた区域内は、原則、禁煙とします。
- ⑭ 平常時の対応として、県からの指示・連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
- ⑮ 非常時の対応として、災害や事故が発生した場合の管理体制について提案してください。
- ⑯ 大高緑地におけるイベントの開催、工事、災害及び暴風警報発令等によって、公募対象公園施設等の営業等ができない、又は、制約を受ける等の場合があります。この場合、営業補償や使用料の還付等を受けることはできません。
- ⑰ 災害時には1.（2）8）災害時の位置付けのとおり、大高緑地が防災活動及び避難場所として活用されることが予定されています。認定計画提出者についても、災害時には施設の開放等のご協力をお願いします。
- ⑱ 公募対象公園施設の開業後、県が大高緑地内の他の場所に別の事業者による公園施設の設置等を認めることにより、公募対象公園施設の営業に影響が出る場合があります。この場合、営業補償等を受けることはできません。
- ⑲ 大高緑地及びその周辺において、公募対象公園施設に起因する渋滞等が発生する恐れがある場合及び発生した場合は、認定計画提出者は、車、人の誘導等を行ってください。
- ⑳ 公募対象公園施設の問い合わせに対して、円滑な対応ができる体制としてください。
- ㉑ 公募対象公園施設等の管理運営等に要する看板等については、次のとおりとします。
 - （i）既存の案内看板、公園案内図等については、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を表示してください。
 - （ii）上記（i）以外の認定計画提出者の設置する看板についても、名古屋市屋外広告物条例を遵守してください。
- ㉒ p11の「3）法的な土地利用規制（大高緑地プール跡地）」のほか、関係法令を遵守してください。
- ㉓ インフラ施設の管理運営については、以下のとおりとします。

表 8 各インフラ施設の管理運営

種類	対 応
上 水 道 下 水 道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定計画提出者により公募対象区域内に水道メーターを設置していただき、公募対象区域内における水道使用量を区分した上で、大高緑地内の案分費用を指定管理者に支払っていただきます。 （公募対象区域付近の上水道の引込み口径はφ200～50mm） ・ 認定計画提出者において設置管理許可区域外に設置した引込み施設は県に引き渡していただき、県管理とします。 ・ 設置管理許可区域内に設置した引き込み施設の維持管理は認定計画提出者の負担により実施していただきます。
電 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可施設において使用する電気については、認定計画提出者にて負担していただきます。

種類	対 応
ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> 許可施設において使用するガスについては、認定計画提出者にて負担していただきます。 都市ガス、プロパンガスの種別は問いません。
電話・通信	<ul style="list-style-type: none"> 許可施設において使用する電話・通信については、認定計画提出者にて負担していただきます。

(4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

- 公募対象公園施設の設置については、公募設置等計画が認定され、都市公園法及び愛知県都市公園条例の規定に基づく設置管理許可を経た上で、県による既存施設の取壊し工事の完了後、工事着手可能となります。(2024年3月末頃を予定)
- 公募対象公園施設の供用開始は、2024年度中を目標としてください。
- なお、県との協議により、供用開始時期を調整することも可能です。

(5) 公募対象公園施設の使用料の最低額

- 認定計画提出者には、公募対象公園施設の設置管理許可面積に対して、自ら提案する設置管理許可使用料単価を乗じた額を、**設置管理許可使用料として県へ支払っていただきます。**
- 使用料は、愛知県都市公園条例及び愛知県の都市公園使用料の細目料金に規定される使用料を下限とし、県に支払う額を提案してください。
- 大高緑地において規定されている使用料については、以下のとおりです。

表 9 公募対象公園施設の使用料

2023年2月1日現在^{※1}

区分	単位	使用料
公園施設を設ける場合 ^{※2}	1 m ² /年あたり	4,700 円
公園施設を管理する場合 ^{※3}	建築物のとき ^{※4}	1 m ² /年あたり 7,300 円
	建築物以外のとき	1 m ² /年あたり 190 円

※1：消費税増加に伴う単価の増額予定はありません。

(「公園施設を管理する場合」については、単価に面積を乗じた後に消費税が加算されます。)

※2：新たに設置する施設で、建築物や常設の運営施設、管理施設等の投影面積が対象となります。

例) 管理棟、カフェ、遊戯施設、野外卓、デッキ、外周フェンス 等

※3：公募設置等計画において、公園施設を設置する区域内で、「公園施設を設ける場合」に該当しない区域が対象となります。

※4：建築物とは、建築確認が必要となる施設が対象となります。既存建築物を改修して利用する場合に対象となります。

- 設置管理許可面積については、施設を設置する面積だけでなく、独占的に使用することを目的に管理する範囲の面積も含まれます。許可を要する面積の決定に当たっては、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認します。
- 設置管理許可使用料については、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- 原則として、設置管理許可時又は設置管理許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県が指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

(6) 特定公園施設の設置に関する事項

1) 特定公園施設の設置

- ① 認定計画提出者には、公募対象区域において、公募対象公園施設周辺に以下の条件を満たす特定公園施設を設置していただきます。
 - (i) 公募対象公園施設と一体性のある施設
 - (ii) 施設利用者及び公園利用者の利便性が一層向上する施設
- ② 特定公園施設は、園路・広場、休憩施設（ベンチ・野外卓等）、管理施設（柵・照明施設等）、植栽等を想定しています。
- ③ 特定公園施設は、公募対象区域に設置してください。
- ④ 大高緑地における自然環境及び景観に配慮した配置計画やデザインとしてください。
- ⑤ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を遵守し、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ⑥ 土地の改変及び樹林の伐採等は、必要最小限としてください。
- ⑦ 公募対象区域周辺には、希少動植物も自生・生息するため、整備を行うに当たっては、これらの保全に努めてください。
- ⑧ 特定公園施設の**整備に関する一切の費用については、認定計画提出者の負担**とします。

2) 特定公園施設の管理運営

- ① 特定公園施設については、県が実施する完了検査を受け、合格の場合、県に引渡してください。完了検査においては、県の指示する図書等（品質管理、出来形管理資料等）を作成した上で受検し、不適切な箇所等がある場合は、認定計画提出者は速やかに対応し、竣工図書等資料の修正を行ってください。
- ② 特定公園施設の運営及び維持管理については、県への引き渡し後、都市公園法第5条に規定される管理許可等により、認定計画提出者に運営及び維持管理を行っていただきます。
- ③ 管理許可面積については、認定計画提出者が実施するテイクアウト、テラス営業、イベント開催等のための仮設施設の設置面積を対象とします。許可を要する面積の決定に当たっては、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認します。
- ④ ③以外の部分については8、一体的に管理することが適切であると考えられる周辺の区域を含め、管理協定を締結し、維持管理を実施してもらいます。
- ⑤ 管理協定部分における使用料については、不要とします。

3) 特定公園施設の使用料の最低額

- ・ 認定計画提出者には、特定公園施設の使用料の管理許可面積に対して、自ら提案する管理許可使用料単価を乗じた額を、**管理許可使用料として県へ支払っていただきます。**
- ・ 使用料は、愛知県都市公園条例及び愛知県の都市公園使用料の細目料金に規定される使用料を下限とし、県に支払う額を提案してください。
- ・ 大高緑地において規定されている使用料については、以下のとおりです。

表 10 特定公園施設の使用料

2023年2月1日現在^{※1}

区分		単位	使用料
公園施設を管理する場合 ^{※2}	建築物のとき ^{※3}	1 m ² /年あたり	7,300 円
	建築物以外のとき	1 m ² /年あたり	190 円

※1：消費税増加に伴う単価の増額予定はありません。

（「公園施設を管理する場合」については、単価に面積を乗じた後に消費税が加算されます。）

※2：公募設置等計画において、特定公園施設を設置する区域内で、「公園施設を設ける場合」に該当しない区域面積が対象となります。

例) 園路、イベント活用する芝生広場、仮設テーブル設置位置 等

※3：建築物とは、建築確認が必要となる施設が対象となります。既存建築物を改修して利用する場合に対象となります。

- ・ 管理許可使用料については、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- ・ 原則として、管理許可時又は管理許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県が指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

(7) 利便増進施設の設置に関する事項

1) 利便増進施設

- ① 応募者は、利便増進施設を提案することができます。
- ② 利便増進施設の対象は、**自転車駐車場及び地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔**とし、どちらか片方のみの提案でも可能とします。
- ③ 利便増進施設の設置箇所及び箇所数は、公募対象区域内に限らず、**大高緑地の敷地内において適切な箇所及び箇所数での提案が可能**です。
- ④ 利便増進施設の運営及び維持管理については、認定計画提出者に運営及び維持管理を行っていただきます。

2) 自転車駐車場

- ① 自転車駐車場は、自転車や電動モビリティ等の移動手段のための駐車場であり、レンタルサイクルポート等を想定しています。公募対象公園施設を含む大高緑地内の移動について、来園者の利便の増進に寄与することを目的に設置を可能とします。
- ② 自転車駐車場の設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の**設置許可**を受け、愛知県都市公園条例及び愛知県の都市公園使用料の細目料金に規定される使用料を県へ支払っていただきます。
- ③ 大高緑地における自転車駐車場の使用料については、表11のとおりです。

3) 看板又は広告塔

- ① 看板又は広告塔は、地域における催しに関する情報を提供するための看板等であって、地域住民の利便の増進に寄与することを目的に設置を可能とします。
- ② 看板又は広告塔については、地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。

- ③ 看板又は広告塔の設置にあたっては、都市公園法第6条第1項の**占用許可**を受け、愛知県都市公園条例及び愛知県の都市公園使用料の細目料金に規定される使用料を県へ支払っていただきます。
- ④ 看板又は広告塔は、都市公園占用許可とは別に、名古屋市屋外広告物条例第4条に基づく許可を受けなければなりません。名古屋市屋外広告物条例第7条第6項の規定に基づく**一定の条件(名古屋市屋外広告物条例施行細則第7条第5項に記載の条件)**を満たす必要があるため、**名古屋市のウォークアブル・景観推進室の事前審査**を受けていただきます。
- ⑤ 大高緑地における看板又は広告塔の使用料については、表11のとおりです。

表 11 利便増進施設等の使用料

2023年2月1日現在^{※1}

区分	単位	使用料
自転車駐車を設ける場合 ^{※2}	1 m ² /年あたり	4,700 円
看板又は広告塔を設ける場合	1 本/年あたり	1,900 円

※1：消費税増加に伴う単価の増額予定はありません。

※2：自転車駐車場として専ら使用する面積が対象となります。新たに設置する公園施設内に設ける場合は、使用料は発生しません。

例) 対象面積：外周フェンスで囲まれた面積 等

(8) 来園者サービス向上の取り組み等

● **県が望む来園者サービス向上の取り組み等**

- ◇ 公募対象区域のみならず、大高緑地を広く活用し、大高緑地全体の公園利用の活性化に資する取り組み
- ◇ 地域と一体となったイベントの開催等による賑わいの創出及び地域の活性化に資する取り組み
- ◇ 大高緑地への来園者数増加に資する広報の取り組み

来園者サービス向上の取り組みの詳細については、以下のとおりです。

- ・ 公募対象公園施設の活用のみならず、大高緑地を広く活用する応募者独自のイベントの企画により、新たな遊びや学習の提案、健康増進に寄与し、大高緑地の活性化に資するイベントの提案 等
(例) 若草山の芝生広場を活用した〇千人規模の〇〇イベントを年〇回以上開催
NPO と連携した自然観察会、マラソンイベント等
- ・ 地元企業、地元団体等と連携し、大高緑地の賑わいや集客性を向上するとともに、地域活性化に資するイベントの企画 等
(例) 地域の特産品の販売や地元の学校と連携したイベントの開催 等
- ・ 設置した公募対象公園施設への継続的な利用者の確保及び大高緑地全体の来園者数の増加に資する、様々な媒体を活用した積極的な広報の取り組み

(9) **都市公園の環境の維持及び向上措置**

- ・ 公募対象公園施設及びその周辺の区域等の認定計画提出者が管理するエリアにおいて、清掃や植栽管理等の日常的な維持管理を実施する区域等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

(10) **認定の有効期間**

- ・ 公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日から 20 年間を上限とし、設計・整備工事に要する期間を含みます。
- ・ 公募対象公園施設等の設置管理許可の期間は 10 年以内となりますが、公募設置等計画の有効期間内については継続できるものとします。
- ・ なお、営業を終了するときには、認定計画提出者は速やかに自己の負担において、公募対象公園施設及び便利増進施設の敷地を原状回復していただきます。
- ・ また、許可の期間中であっても、県において必要があるとき、許可の条件に違反したとき、又は、反社会的な行為があったとき等は、県が許可を取り消すことができるものとします。

3. 公募対象公園施設等の提案に当たっての条件等

(1) 設計・工事の実施等

1) 公募対象公園施設の設計

- ・ 公募対象公園施設に対する公園内での案内については、認定計画提出者の負担により、適切な箇所における新規の案内看板の設置及び既存公園案内看板の修正を行ってください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得る必要があります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求めます。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

2) 公募対象公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備をします。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求めます。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し、県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事完了及び社内検査終了後、県に対し完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求めます。

3) 特定公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得る必要があります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求めます。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計に当たり、県が定める、設計業務等標準仕様書、土木工事標準仕様書等に基づき実施してください。これらの定めのない事項については、県と協議の上、適切に設計してください。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 特定公園施設の設計については、設計図書の内容が県の要求水準に満たないと県が判断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。

4) 特定公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を一得た設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求めます。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の工事に当たり、県が定める、土木工事標準仕様書、土木工事現場必携等に基づき実施してください。これらの定めのない事項については、県と協議の上、適切に施工してください。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を配置してください。

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の工事完了後、県に対して完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ・ 県の完了検査により、特定公園施設が設計図書に従って施工されたと確認された場合において県に引き渡すものとします。
- ・ 特定公園施設の工事については、一体となる公募対象公園施設に合わせて供用できるよう余裕をもって工事を完了し、完了検査を受け、施設を県に引き渡してください。

5) 利便増進施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、利便増進施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得る必要があります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 利便増進施設は、来園者の利便性の向上等を目的に適切な箇所に提案が可能ですが、設置箇所については、県が公園計画や安全管理の観点で精査しますので、最終的な設置箇所及び設置方法等については、県の指導に従ってください。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で提案内容を変更できるものとします。

6) 利便増進施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、利便増進施設の整備をします。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前までに、設置許可もしくは占用許可を取得してから、工事着手してください。
- ・ 施設の供用時期については、認定計画に明示した時期に供用できるようにしてください。
- ・ 認定計画提出者は、利便増進施設の工事完了及び社内検査終了後、県に対し完了届を提出していただきます。整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

(2) リスク分担

- ・ 本事業におけるリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。
- ・ ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。
- ・ 詳細については、別途基本協定書を締結します。

(3) 委託の禁止

- ・ 公募対象公園施設等を営業する権利の第三者への譲渡は認めません。
- ・ 公募対象公園施設の営業の全部を第三者に委託し、請け負わせてはなりません。なお、公募対象公園施設の一部の営業を第三者に委託する場合には、予め県の承諾を得てください。
- ・ 県の承諾を得て、公募対象公園施設の一部の営業を第三者に委託する場合は、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

(4) 事業内容等の変更

- ・ 認定計画提出者が、基本協定に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、県と協議を行い、県の承諾を得た場合に限り事業の内容を変更することができます。
- ・ 構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に県の承諾を受ける必要があります。

(5) 事業の中止

- ・ 県は、公募設置等計画や基本協定、設置管理許可の許可条件等に反する場合や、公園利用者の利益の向上に寄与していない等、本事業の目的を十分に果たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に是正勧告を行うことがあります。是正勧告後に改善が見られない場合は、県による公募設置等計画に基づく許可及び認定の取り消し、事業の中止や原状回復を命じることがあります。また、その際、県に被害を与えた場合はその金額を賠償していただきます。
- ・ 認定計画提出者は、経営状況の悪化等により事業の継続が困難と判断される場合は、直ちに県と協議を行ってください。協議の結果、県の承諾を得た場合は、一定の期間の事業の継続を行った上で、事業を中止することができます。一定の期間とは概ね6か月間を目安とし、県と協議の上決定します。
- ・ なお、この場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は、県の承諾を得た場合に限り、別の民間事業者により事業を承継させることができます。
- ・ 認定計画提出者は、認定計画提出者の責に帰すべき事由による許可及び認定の取り消しに伴い退去する場合は、それを事由に損害の補填又は補償を請求することはできません。

(6) 原状回復の義務

- ・ 公募対象公園施設について、事業を終了する場合（設置管理許可を更新しない場合、設置管理許可の取消しを受けた場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、認定計画提出者は、事業期間内に事業区域を速やかに原状回復するとともに、県の立会のもとで県に返還していただきます。
- ・ ただし、県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について、県が事前に同意した場合は、この限りではありません。
- ・ なお、施設等設置工事中の解約返戻金、事業中止に関しての用地の原状回復の取扱については別途協議により決定することとします。
- ・ 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設及び利便増進施設を解体・撤去し、更地として整地することを言います。ただし、県の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象となりません。
- ・ 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、県は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

(7) その他

1) 管理運営状況の報告等

- ・ 公募対象公園施設の管理運営開始後は、利用状況・決算状況等について、毎年度報告していただきます。
- ・ なお、県は、公募対象公園施設の財務書類の提出及び説明を受けることができるものとし、必要に応じて、管理運営状況等の改善を求めることがあります。

- ・業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフチェックの仕組み等についても検討してください。

2) 事故等への対応

- ・公募対象公園施設等で発生したトラブルについては、速やかに対応してください。また、トラブルの内容等については、速やかに県に報告してください。
- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設等の設置・管理運営に当たり、他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは賠償することとし、事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に加入してください。

3) 関係活動団体等との連携

- ・公募対象公園施設の管理運営開始後は、当公園にて活動している大高緑地コレカラ談話会等へ情報を提供し、関係活動団体や指定管理者と連携し、円滑な事業運営を行っていただきます。

4. 公募の実施に係る事項

(1) 公募への参加資格等

- 1) 応募者は、法人（以下「**応募法人**」という。）又は複数の法人により結成された共同事業体（以下「**応募グループ**」という。）に限ります。個人での応募はできません。
- 2) 応募グループで応募する場合は、応募グループを構成する各団体（以下「**構成団体**」という。）から、代表となる構成団体（以下「**代表構成団体**」）を定めること。
- 3) 応募法人は、他の応募グループの構成団体となることはできません。
- 4) 同時に複数の応募グループの構成団体となることはできません。
- 5) 応募グループの場合、構成団体の変更は、原則と認めません。ただし、代表構成団体以外の構成団体については、業務上支障がないと県が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合、県は必要に応じ、事業者に書類の再提出を求めることがあります
- 6) なお、応募者が応募法人の場合は、次に掲げる①から⑧までの全ての要件を満たすものとし、応募グループの場合には、①については構成団体のいずれかが、②～⑧については構成団体の全てが要件を満たすものとし、
① 公募対象公園施設について、提案内容と同種の形態で営業している、又は、過去5年間（2018年5月から応募申請書を提出する前日まで、以下同じ）に提案内容と同種の形態で営業した実績のあること。
なお、提案する公募対象公園施設の種類の複数ある場合は、各公募対象公園施設について同様に実績のあることが必要です。
実績についてはフランチャイズ等により提携予定の法人における実績も含めることができるものとし、（提携等を証明する書類を提出可能であること。）
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑤ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び自動車税種別割が未納でないこと。
- ⑦ 公募設置等指針の公示日から公募設置等計画の受付日までの間に、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑧ 愛知県営都市公園設置管理者選定評価委員会委員が、応募法人又は応募グループの構成団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

(2) 応募に関する事項

1) 募集・選定・運営に係るスケジュール

表 11 募集・選定・運営に係るスケジュール

内容	スケジュール
公募設置等指針の公示	2023年2月27日(月)
応募登録の受付	2023年2月27日(月) ~ 2023年4月21日(金)
説明会の参加受付	2023年2月27日(月) ~ 2023年3月7日(火)
説明会の開催	2023年3月10日(金)
質問の受付	2023年3月13日(月) ~ 2023年3月24日(金)
質問に対する回答	2023年4月7日(金)
公募設置等計画の受付	2023年6月5日(月) ~ 2023年6月16日(金)
事務局による事前審査	2023年6月19日(月) ~ 2023年6月30日(金)
委員会による評価	2023年7月中旬
設置等予定者の選定結果の通知	2023年7月下旬
公募設置等計画の認定	2023年9月頃 ※ 各種調整状況により前後します
基本協定の締結	2023年9月頃 ※ 各種調整状況により前後します
設置管理許可申請	2024年4月頃 ※ 各種調整状況により前後します
公募対象公園施設等の運営開始	2024年度中 ※ 各種調整状況により前後します
事業終了	2043年9月頃 ※ 各種調整状況により前後します

2) 公募に関する受付窓口

公募に関する各種手続きに係る受付窓口については、以下のとおりです。

- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 電話番号：052-954-6526 (直通)
- ▶ メールアドレス：koen01@pref.aichi.lg.jp
- ▶ 住所：〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
- ▶ 庁舎：愛知県庁 本庁舎 5階 南東角

3) 公募設置等指針の公示

- ▶ 公示日：2023年2月27日(月)
- ▶ 配布期間：2023年2月27日(月) から2023年6月16日(金)
- ▶ 配布窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 配布時間：午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
- ▶ ホームページURL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

- ・ 本指針は、下記の期間に、窓口での配布、県公園緑地課のホームページに掲載します。

4) 応募登録の受付

- ▶ 受付期間：2023年2月27日(月) から2023年4月21日(金)まで
- ▶ 登録方法：受付窓口へ電子メールにより、応募登録申込書を提出
- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G

- ・ 本公募に参加される方は、応募登録申込書（様式第1号）による応募登録が必要です。
- ・ 構成団体として参加を予定される企業が、公募設置等計画提出期限までに代表構成団体もしくは応募法人として参加をされる可能性がある場合は、応募登録申込書（様式第1号）を応募登録期限までに提出してください。
- ・ 応募登録申込書を電子メールにて提出する際は、件名を「**大高緑地 Park-PFI(応募登録)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ **応募登録を行わなかった場合には、本公募に参加することはできません。**
- ・ なお、応募登録後に参加を辞退する場合、もしくは構成団体として参加することとなった場合は、**応募辞退届(様式第2号)**を受付窓口へ電子メールにより提出してください。提出する際は、件名を「**大高緑地 Park-PFI(応募辞退届)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。

5) 説明会

- ▶ 開催日：2023年3月10日（金）
- ▶ 開催時間：1部 13:00から14:30まで /開場12:30
2部 15:00から16:30まで /開場14:30
- ▶ 開催場所：大高緑地管理事務所 2階 会議室
- ▶ 説明会内容：会議室にて説明・質疑応答の後、現地視察
- ▶ 申込期限：2023年2月27日（月）から2023年3月7日（火）まで
- ▶ 申込方法：受付窓口へ電子メールにより、説明会参加申込書を提出
- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 注意事項：説明会参加人数は、1企業につき2名までとさせていただきます。
申込者多数の場合は開催方法等を変更することがあります。

- ・ 希望者を対象とした公募設置等指針の説明会を以下のとおり開催します。
- ・ 参加を希望される場合は、説明会参加申込書（様式第3号）の提出が必要です。
- ・ 参加申込書は応募グループ単位ではなく、企業単位で提出してください。
- ・ 説明会参加申込書を電子メールにて提出する際は、件名を「**大高緑地 Park-PFI(説明会参加申込)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ 説明会参加申込書にて、参加可能な時間帯について確認させていただき、**2023年3月9日（木）までに**事務局より参加の部（1部、2部）について、説明会参加申込書に記入された担当者あてにメールで通知させていただきます。その際、開催方法等の変更がある場合は合わせて通知させていただきます。
- ・ 応募者多数の場合、午前の部を開催する場合があります。
- ・ なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、審査においても不利になることはありません。（ただし、応募登録は必要です。）
- ・ 説明会では、公募設置等指針及び様式等については配布しませんので、各自にて県公園緑地課のホームページよりダウンロードし、印刷したものをご持参ください。
- ・ 説明会において資料を配布した場合は、説明会終了後、県公園緑地課のホームページに掲載します。

6) 質問の受付及び質問に対する回答

- ▶ 受付期間 : 2023年3月13日(月)から2023年3月24日(金)まで
- ▶ 提出方法 : 受付窓口へ電子メールにより、質問書を提出
- ▶ 受付窓口 : 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 回答期限 : 2023年4月7日(金)
- ▶ ホームページURL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

- ・ 公募設置等指針に関する質問は、質問書(様式第4号)に質問事項を記入のうえ、電子メールにより受付窓口へ提出してください。
- ・ 電子メールで送付する際は、件名を「**大高緑地 Park-PFI(質問)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ 質問に対する回答は、上記回答期限までに県公園緑地課のホームページに掲載します。
- ・ やむを得ず回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。
- ・ 質問に対する回答については、本指針と同等の効力を有します。
- ・ なお、質問に対する回答の他、本件公募に関して伝達すべき事項をホームページに追加で掲載する場合があります。**必ず公募設置等計画の提出期限まで、ホームページを確認してください。**

7) 公募設置等計画の受付

① 公募設置等計画の受付

- ▶ 受付期間 : 2023年6月5日(月)から2023年6月16日(金)まで
- ▶ 提出方法 : 受付窓口へ持参もしくは郵送により、公募設置等計画等を提出
- ▶ 受付窓口 : 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 注意事項 : 持参する場合は、受付時間を下記のとおりとします。
午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
郵送の場合は、2023年6月16日(金)当日消印有効とします。

- ・ 応募登録をされた方は、誓約書、応募制限関連書類、公募設置等計画等について、各様式に必要事項を記入のうえ、本指針に従い提出部数の提出をお願いします。
- ・ **持参**による提出の場合は、**事前に受付窓口を持参する日時を連絡**の上、持参ください。
- ・ **郵送**による提出の場合は、**郵送した旨を受付窓口まで電話にて連絡**を入れてください。

② 提出書類作成上の留意事項

(i) 一般事項

- ・ 1応募法人又は1応募グループにつき1提案とします。
- ・ 提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を提出してください。
- ・ 提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。
- ・ 設置場所等を測量する場合等は、事前に県と協議してください。
- ・ 提出された書類は、返却しません。
- ・ 提出書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

- ・提出された書類は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）等の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き開示することがあります。
- ・応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は設置等予定者としての選定を取り消す場合があります。
 - （ア）提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - （イ）選定の手続きに関して、不正な行為をしたと県が認めた場合
 - （ウ）p25の「（1）公募への参加資格等」に掲げる応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - （エ）業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - （オ）著しく社会的信用を損なう行為等により、設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと県が認めた場合
- ・提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、応募者に帰属します。但し、県は、設置等予定者の選定に必要な場合に、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また、設置等予定者の提出書類に著作権がある場合の著作権は県に帰属し、設置等予定者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。

（ii）誓約書、応募制限関連書類（様式第5号～第9号）

- ・A4版横書き、片面印刷とし、1応募法人又は1応募グループごとに提出してください。

（iii）公募設置等計画（様式第10号～第19号）

- ・A4版横書き、片面印刷、左2点綴じ、ページ数を付して提出してください。
- ・イメージパース及び各図面、損益計画、資金収支計画等、必要な場合についてはA3折込みでも可とします。詳細は各様式の注意事項を参照してください。
- ・事業者選定時に応募者名を伏せて選定作業を行うため、**応募者を特定できるような表示(法人名、ロゴマーク、画像等)を記載しないでください。**特定できるような表示が確認された場合は、審査に支障となるため、対象部分について事務局にて非表示対応させていただきます。
- ・様式第12～18号において、関心表明書を添付する場合は、**正本にのみ添付**し、副本には添付しないでください。

（iv）電子データ

- ・**提出書類一式**を電子データ化したものを、**DVD-Rにて1部提出**してください。
- ・提出する電子データは、正本と副本のそれぞれの電子データをフォルダに分けて提出してください。
- ・データは**PDF形式**とし、原則として画像化されたものではなく、**テキスト情報を含んだもの**としてください。なお、法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

- ・ ただし、**様式第 16-1~3 号(資金調達計画、損益計画、資金収支計画)**については、計算の数式や他シートとのリンクを残したまま、一つの **Excel ファイルにシート分け**したものを提出してください。

③ 提出書類

表 12 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書			
(1) 誓約書	様式 5 号	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 6 号	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（すべての構成団体について提出）			
(1) 定款又は寄附行為の写し	—	1 部	1 部
(2) 法人登録簿本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 7-1 号	1 部	1 部
(4) 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び自動車税種別割の納税証明書 ※未納がない証明でも可。	—	1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人等のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益財団法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—	1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでもよい ※事業報告書または事業計画書を作成している場合は、その写しでもよい	様式 7-2 号	1 部	1 部
(7) 財務状況表	様式 8 号	1 部	1 部
(8) 提案した公募対象公園施設と同種の形態での営業実績を証する書類	様式 9 号	1 部	1 部
3. 公募設置等計画			
(1) 表紙	様式 10 号	1 部	8 部
(2) 全体計画	様式 11 号	1 部	8 部
(3) 公募対象公園施設の整備計画	様式 12 号	1 部	8 部
(4) 特定公園施設の整備計画	様式 13 号	1 部	8 部
(5) 利便増進施設の整備計画	様式 14 号	1 部	8 部
(6) 各公園施設の管理運営計画	様式 15 号	1 部	8 部
(7) 各公園施設における資金調達計画、損益計画及び資金収支計画	様式 16-1 号 様式 16-2 号 様式 16-3 号	1 部	8 部
(8) 事業リスクとその対応方針	様式 17 号	1 部	8 部
(9) イベント等の提案	様式 18 号	1 部	8 部
(10) 使用料提案額	様式 19 号	1 部	8 部

※ 提出書類一式を電子データ化したものを、DVD-R にて 1 部提出してください。

(3) 設置等予定者の選定に関する事項

1) 選定方法

- ・ 設置等予定者の選定は、県が都市公園法第5条の4第1項に基づき実施する事前審査と、その審査を通過した公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行い、有識者で構成する「愛知県営都市公園設置管理者選定評価委員会」（以下「委員会」という。）に意見聴取の上、選定を行う2段階で実施します。

2) 事前審査

- ・ 公募設置等計画等書類（表13 提出書類一覧）受領後、県において、応募資格の確認等の事前審査を行います。
- ・ 事前審査においては、長期間にわたり確実に事業を継続していただく必要があるため、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料等の請求等を行う場合があります。
- ・ 事前審査の結果、条件を満たしていなかった場合は失格となります。
- ・ なお、公募設置等計画を提出する応募法人及び応募グループが6者以上あった場合は、県が「表13 評価基準」に従って書類のみで評価を行い、5者程度に絞り込むこととします。
- ・ 失格となった場合もしくは選定外となった場合は、2023年6月30日（金）までに県からその旨文書（様式第20号）で通知します。

3) 選定

- ・ 事前審査を通過した公募設置等計画を提出した応募法人及び応募グループ（5者程度）については、委員会において評価を受けます。
- ・ 評価については、応募法人又は応募グループによる公募設置等計画に関するプレゼンテーション（パワーポイント使用可）と委員による質疑応答を行い、「表13 評価基準」に基づき、各委員が採点を行います。
- ・ プレゼンテーションは、提出した公募設置等計画の内容の理解を深めることを目的とし、公募設置等計画に記載のない新たな提案内容等を含まないものとする。
- ・ プレゼンテーションの日時、場所、注意事項等は、事前審査通過者に対し、2023年6月30日（金）までに県からその旨文書で通知します。
- ・ 県は、各委員による採点結果を参考に、設置等予定者等及びその次点候補者（以下「**設置等予定者等**」という。）を選定します。
- ・ ただし、委員5人の合計点（1000点満点）が500点に満たなかった公募設置等計画は、設置等予定者等の選定の対象としないものとします。
- ・ 委員会による評価については、非公開とします。

4) 設置等予定者等を選定するための評価の基準

- ・ 評価項目、評価内容及び配点は以下のとおりとします。

表 13 評価基準

評価項目		評価内容		配点	対応 様式
1	施設の魅力度 (配点：55点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象公園施設及び特定公園施設は、プール跡地等の広い空間を活かした提案となっているか。 ・ 公募対象公園施設は、楽しさ、ユニークさ、利用対象者の多様さなど、新しい魅力のある公園施設となっているか。 ・ 広域から人を呼び込む集客力ある施設となっているか。 ・ 公募対象公園施設は、利用者ニーズを反映した施設となっているか。 	40	12 13
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象区域内や大高緑地全体の環境保全、自然環境、景観に十分配慮しているか。 ・ 周辺生活環境に十分配慮しているか。 	15	12
2	安定的、継続的 かつ安全な管 理運営 (配点：60点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象公園施設について、想定利用者数、料金設定、イベント開催などの飽きのこない工夫及び広報などの運営計画が優れているか。 ・ 公募対象公園施設内、周辺における清掃及び草刈り等の日常管理、防犯措置や防火措置といった安全対策及び緊急時の対応などの管理計画が優れているか。 ・ 事業者が負担すべき事業遂行上のリスクの認識と対応方針が検討されているか。 	45	15 17 18
		(2)	・ 公募対象公園施設の経営計画は優れているか。	5	16
		(3)	・ 応募者が営んでいる事業について、財務状況等は良好か。	10	8
3	来園者サー ビス向上の取 組み等 (配点：65点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象公園施設は、利用しやすいようユニバーサルデザイン等への配慮が優れているか。 ・ プールやドッグランなど従前の施設利用者への配慮が優れているか。 ・ 特定公園施設や利便増進施設による魅力向上のための工夫が優れているか。 ・ 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設全体の一体的な運営による大高緑地の魅力向上につながるサービス提供は優れているか。 	35	11 12 13 14
		(2)	・ 飲食の提供への対応が、利用者の利便性において優れているか。	10	12
		(3)	・ トイレへの対応が、利用者の利便性において優れているか。	5	12
		(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若草山芝生広場など大高緑地全体を活用し、公園の魅力向上につながる具体的なイベント等の企画又はサービス提供は優れているか。 ・ 地域活性化に資する具体的なイベント等の企画又はサービス提供は優れているか。 ・ 地域や公園の活動団体及び既存の民間活力導入公園施設と連携し、大高緑地の一体的な管理運営への配慮が優れているか。 	15	18
4	価額評価 (配点：20点)	(1)	・ 公募対象公園施設及び特定公園施設に係る使用料の合計金額(設置許可及び管理許可の使用料の合計年額)は優れているか。	20	19
合計				200	

※ 対応様式欄については、当該項目を主に評価する様式番号とする。

5) 委員会の委員への接触の禁止等

- ・ 委員会の委員については、以下の5名です。
- ・ 応募者は、設置等予定者等の選定結果通知日までは、委員会の委員に対して、本募集について接触をすることは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ・ また、本指針の公示日から設置等予定者等の選定結果通知日までは、応募者に限らずいかなる者からも、提案内容、審査内容等に関する問合せに対し回答できません。

表 14 委員会の構成 (50 音順、敬称略)

氏名	所属・職名
阿部 順子	椋山女学園大学 生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
加藤 義人	岐阜大学 工学部 客員教授
夏目 欣昇	名古屋工業大学 社会工学科建築・デザイン分野 准教授
福井 佳代	名鉄観光サービス株式会社 営業推進本部地域活性化推進部 副部長 兼 商品事業本部商品開発部 副部長
二村 友佳子	公認会計士二村友佳子オフィス

(4) 設置等予定者の選定結果の通知

- ・ 審査の結果は、2023年7月中旬以降に審査対象者全員に対し、県から文書（様式第21号）で通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、県公園緑地課のホームページ (<https://pref.aichi.jp/koen>) において、設置等予定者等及び設置等予定者の公募設置等計画の概要を公表します。

(5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明

- 1) 事前審査で応募資格がないと認められた者、又は県の事前審査及び委員会での審査により設置等予定者等として選定されなかった者は、県に対して、応募資格がないと認められた理由、又は選定外となった理由について、次に従い、書面（様式第22号）により説明を求めることができます。

- ▶ 受付期限： 応募資格がないと認められた、又は選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）後の午後5時
- ▶ 提出方法： 受付窓口へ電子メールにより提出
- ▶ 受付窓口： 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
(愛知県庁 本庁舎 5階 南東)

- ・ 電子メールにて書面（様式第22号）を提出する際は、件名を「**大高緑地 Park-PFI(理由説明依頼)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。

- 2) 県は、説明を求められたときは、受付期限の翌日から起算して 10 日以内に書面（様式第 23 号）により回答します。

(6) 公募設置等計画の認定

- ・ 県は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定するに当たって、委員会での意見や県との協議を踏まえ、必要に応じ、設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した計画（施設内容、営業日、営業時間、利用料金等）を一部変更したうえで、当該変更後の計画を認定する場合があります。
- ・ 県は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、その結果を通知した後、設置等予定者は認定計画提出者になります。
- ・ 県との協議の結果、設置等予定者が上記許可申請をしない場合には、次点候補者が、設置等予定者としての地位を取得するものとします。
- ・ また、公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設を設置する場所は、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置管理許可を申請できない区域となります。
- ・ なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

(7) 公募設置等計画の変更

- ・ 公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定を受けた公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は県と協議のうえ、従前の計画内容と同等と評価できる内容に施設計画を変更し、公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。
- ・ 変更に当たっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

(8) 契約の締結等

1) 基本協定及び実施協定

- ・ 認定計画提出者は、認定を受けた公募設置等計画に基づき、県と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定及び実施協定の締結を行っていただきます。
- ・ 認定計画提出者は、SPC（特別目的会社）の設立を希望する場合、都市公園法第5条の8に基づき、県の承認を受けてSPCに対し認定計画提出者の地位の継承を行った上で、SPCとして協定の締結が可能です。

2) 公募対象公園施設の設置管理許可

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、県に対して都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担において、設置、維持管理及び運営を行っていただきます。
- ・ また、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の原状回復の期間を含むものとします。

3) 特定公園施設の譲渡契約等

- ・ 認定計画提出者は、県と譲渡契約を締結し、認定計画提出者の負担において施設を設置していただき、工事完了後、県へ譲渡していただきます。

- ・ 譲渡後は、都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可もしくは、管理協定に基づき、認定計画提出者の負担において、設置、維持管理及び運営を行っていただきます。
- 4) 利便増進施設の設置許可、占用許可
- ・ 認定計画提出者は、利便増進施設を設置する場合、設置の開始時期までに、県に対して都市公園法第5条に基づく設置許可、または同法第6条に基づく占用許可を受け、認定計画提出者の負担にて設置、維持管理及び運営を行っていただきます。
 - ・ また、設置許可及び占用許可期間には、利便増進施設の建設に係る期間や事業終了前の原状回復の期間を含むものとします。